

函館市緑化審議会委員公募実施要領

1 目 的

函館市緑化審議会（以下「審議会」という。）の委員の委嘱に当たり、市民意見を市政に反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 定 数

審議会の公募による委員の定数は、2人とする。（女性優先枠1名）

3 任 期

公募委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

4 応募条件

市内に居住する20歳以上の函館市民で、緑化の推進に関し、知識、経験、関心等のある者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 本審議会に委員を推薦している団体（団体一覧表別添）に所属する者
- (2) 本市の他の審議会の委員である者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

5 応募方法

別に定める応募用紙により、郵送、メールまたは持参により応募する。

応募先 函館市土木部公園河川管理課

函館市東雲町4番13号 電話21-3431

メールアドレス parkriver@city.hakodate.hokkaido.jp

6 広 報

公募に当たっては、市広報紙および公園河川管理課ホームページに応募記事を掲載する。

7 募集期間

令和6年12月2日（月）～令和6年12月13日（金）

郵送の場合は、当日消印有効とする。

8 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は、公開抽選により決定する。また、応募者が定数に達しない場合、再度公募する。

9 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者に対し書面で通知する。